

平成 25 年 3 月 22 日

練馬区保健所保健予防課

## 平成 25 年度 予防接種事業の変更点について

平成 25 年度予防接種事業は、国の制度改正および区民等の要望を受けて拡充することとした。以下のとおり変更点について報告する。

### 1 定期接種

#### (1) 子宮頸がん予防・ヒブ・小児用肺炎球菌の定期接種化

上記ワクチンについては、これまで任意接種として費用助成を行ってきたが、今国会に予防接種法改正案が上程されており、平成25年4月1日から以下のとおり定期接種化される予定となった。これにより、接種費用の自己負担額は無料になり、23区相互乗り入れでの接種が可能となる。また、健康被害が生じた場合には、法に基づく補償を受けることができるようになる。

##### ①ヒブ・小児用肺炎球菌

【対象年齢】 生後 2 か月～60 か月

・ 予診票の送付時期 生後 1～2 か月および生後 11 か月

##### ②子宮頸がん予防

【対象年齢】 小学 6 年生～高校 1 年生の女子

・ 予診票の送付時期 中学 1 年生の 4 月

#### (2) BCG の定期接種対象者の拡大

BCG の定期予防接種の対象者については、「生後 6 月に至るまでの間にある者」から「生後 1 歳に至るまでの間にある者」に拡大される。これにより、種類が多い乳児期のワクチン接種が受けやすくなる。

#### (3) 日本脳炎の積極的勧奨等

##### ①特例対象者の拡大

積極的勧奨の差し控えの影響を受けた特例対象者については、平成 7 年 4 月 2 日～5 月 31 日生まれの者が追加される。

##### ②第 2 期接種の積極的勧奨

平成 25 年度から 18 歳になる者を対象に積極的勧奨を行う。

(4) 麻しん風しん混合 (MR) の第3期・第4期予防接種の終了

5年間の時限措置として平成20年度より実施してきた第3期(中1)および第4期(高3相当)の予防接種が、平成24年度をもって終了となる。ただし、区のMR未接種者対策事業は任意接種として継続して実施する。

(5) 疾病等のため定期接種を受けられなかった者に対する機会の確保

免疫の機能の異常など、長期にわたる重篤な疾病等により定期接種の機会を逃したと認められる者は、接種可能となった時から原則2年間、定期接種を受けることができるようになる。

## 2 任意接種

(1) みずぼうそう・おたふくかぜの一部助成

区は、これまでヒブ、小児用肺炎球菌、みずぼうそう、おたふくかぜの4ワクチンについて、定期化準備事業として費用助成を行ってきた。ヒブ、小児用肺炎球菌が定期接種化されるのに伴い、以下のとおり事業の見直しを図る。これにより、定期化準備事業は、平成25年9月30日をもって終了とする。

【対象者】 平成24年4月2日以降に生まれた者

【助成額】 みずぼうそう 2回 } 1回3,000円  
おたふくかぜ 1回 }

- ・予診票の有効期限 1歳～3歳未満
- ・予診票の送付時期 生後11か月

(2) 高齢者肺炎球菌の助成内容の拡充

平成24年9月27日より、75歳以上の者を対象に3,000円の助成を開始した。平成25年4月1日より、以下のとおり助成内容を拡充する。

【対象者】 65歳以上の者(昭和23年12月31日以前生まれの者)

【助成額】 4,000円

- ・新たに対象となる65歳以上～新75歳の者に予診票を送付する。
- ・予診票の送付時期 平成25年5月上旬